

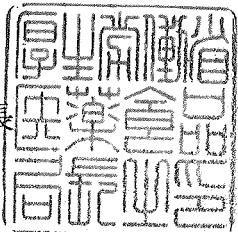


24	番号	川口取扱 第4540号
処理期間		24.12.10
月日	分類記号	541950004601

薬食発1205第1号
平成24年12月5日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の改正について

医療機器の高度管理医療機器、管理医療機器又は一般医療機器の区分等については、「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器」（平成16年厚生労働省告示第298号。以下「クラス分類告示」という。）等において定められており、クラス分類告示における各一般的名称の定義等については「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の施行について」（平成16年7月20日付け薬食発第0720022号厚生労働省医薬食品局長通知）により示しているところである。

今般、平成24年12月5日付けて「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件」（平成24年厚生労働省告示第581号）が適用されること等に伴い、同通知の一部を下記のとおり改正するので、御了知の上、貴管下関係業者、関係団体等に対し周知徹底を図られたい。

なお、本通知の写しを各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本医療機器産業連合会会长、米国医療機器・IVD工業会会长、欧州ビジネス協会医療機器委員会委員長及び薬事法登録認証機関協議会代表幹事宛て送付することとしていることを申し添える。

記

1. 「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の施行について」（平成16年7月20日付け薬食発第0720022号厚生労働省医薬食品局長通知）の別添CD-ROMの記録内容の一部を別添1のように改正する。
2. 1の改正に伴い、「医療機器の修理区分の該当性について」（平成17年3月31日付け薬食発第0331008号厚生労働省医薬食品局長通知）の別表の一部を別添2のように改正する。

陰圧創傷治癒システムの項の次のように加える。

医 04	整形用品	その他 の処置 用機器	58202003	単回使用陰圧 創傷治療シス テム	管理された陰圧を付加し、創の保護、肉芽形成の促進、滲 出液と感染性老廃物の除去を図り、創傷治癒を促進させる システムをいう。通常、陰圧維持監視装置、フォーム、フィ ルムドレープ、連結チューブ及び滲出液貯蔵容器から構成 される。本品は単回使用である。	III 4-①	—
------	------	-------------------	----------	------------------------	--	------------	---

参考

一般的名称定義				一般的名称	コード	中分類名	類別名	GHTF ル	設置管理	旧一般的名称 コード	旧一般的名称 ラス	修理種別 分類
クラス分類告示別表	特定保守	設置管理	類別告示	コード	コード	一般的名称						
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13

別添2

陰圧創傷治療システムの項の後に次のように加える。

1096 58202003 単回使用陰圧創傷治療システム III 一 一

(参考)